

唐後半期における財政運営と聴政制度

一憲宗元和 13 年の上奏文の意義一

高瀬奈津子

札幌大学

はじめに

唐中期における募兵制の導入と官僚数の膨張は、国家財政の規模拡大と、業務の複雑化をもたらし、その結果、中央における財政運営が以前にも増して重要となった。その上、安史の乱による唐朝の統制力低下は財政の運営にも大きな影響を与え、収支不足からしばしば中央財政が逼迫し、収支の調整に苦心した。

そこで、唐朝は塩の専売制や両税法の施行などを通じて、地方への統制力強化を進めながら収入確保をはかる一方、繁雑となった中央の財務を運営するために、財政関連の使職を新設して、新たな中央の財政機関を編成し、財政運営の円滑化を目指した。唐後半期の財政は、こうして新たに成立した度支使・塩鉄転運使・判戸部という財政使職によって運営された。唐朝が安史の乱によって大きく衰退しながらも、以後 150 年余りにわたって国家支配を維持できたのは、両税法と塩の専売という新たな税制によって国家財政を支えたからといわれているが、それだけでなく、それらの税制を動かし、なおかつ唐後半期の新たな政治・社会情勢に対応しながら、より規模が拡大し、業務が複雑化した国家財政を動かした財政運営の機関が構築できたことも大きい。

しかし、財政使職の成立が新たな問題を生み出した。このことは、大暦 5 年 (770)、建中元年 (780)、貞元 2 年 (786) という 3 度にわたる財政使職の廃止という措置となってあらわれた。いずれの場合も、使職は間もなく復活して使職主導の財政運営にもどされ、これらの試みは失敗している。だが、安史の乱をへて、特に唐朝にとって重要な財政運営の態勢が整えられつつある時に、なぜ財政使職という財政運営の中心機関が廃止されようとしたのか。その背景として、政策を主導した当時の宰相の元載、楊炎、崔造いずれも、宰相の権限強化を目指していたことが挙げられる。その際に、財政運営を通じて政治面での影響力も拡大させつつあった財政使職を廃止し、財政運営も宰相のリーダーシップの下に置こうとしたのである。

こうした一連の動きをへて、元和 13 年 (818) の宰相府たる中書門下による上奏

が裁可され、宰相による財政運営機関の統轄が制度化されたことの意義は小さくない。筆者はかつてこの元和13年の上奏文について、当時の財政政策と財政使職人事の問題からその意義を考察したことがある⁽¹⁾。そこで、本論では当時の聴政制度という別の視点から、元和13年の上奏文の意義について検討したい。

近年、皇帝が臣僚たちとともに政務をとる唐代の聴政制度について、日本の松本保宣氏、中国の謝元魯氏、袁剛氏らによって研究が進められてきた⁽²⁾。また、古代日本の宮城との制度比較について、古瀬奈津子氏、吉田欽氏、王仲殊氏の研究が挙げられる⁽³⁾。松本氏らの研究によって、唐代の皇帝がどこで政務を処理したのか、その上で皇帝がどのように官僚たちを統御していったのかがあきらかとなってきた。本論では、こうしたこれまでの研究成果に依拠しながら、唐後半期の財政運営に関して、宰相や財政使職が、政務処理の場である聴政でどのように皇帝と相対したのかを探ることで、唐後半期における宰相権力の問題について考察してみたい。

1. 安史の乱後の財政運営制度の変遷

(1) 度支使と塩鉄転運使の東西分掌制の確立

財政関連の使職がはじめて設けられたのは玄宗朝の開元年間(713~741)である。安史の乱後、唐朝は転運使と度支使を中心に財政、経済の再建に乗り出していく。もともと、転運使は各地から徴収した税などの物資の運搬を担当し、運搬に利用する漕運路の整備を管轄していた。一方、度支使は、財政収支の調整を担当していた。このように、転運使と度支使はそれぞれあつかう職務内容が異なっていたのだが、永泰2年(766)より全国の租税徴収・漕運・専売などの財務を東西二つの地域に分け、転運使の劉晏が東南部、判度支の第五琦が西北部の財務をそれぞれ管轄するようになった。これより転運使と度支使は同じ職務を地域ごとに分担するようになり、財政使職に地域性が生じるようになったのである⁽⁴⁾。

ここでは、東南部の財政を管轄し、後に宰相の楊炎と対立した塩鉄転運使劉晏を中心に財政使職による財政運営についてみていこう。

劉晏が本格的に財政運営に乗り出したのは、宝応元年(762)に度支転運使となって以後である。劉晏の就任当時、安史の乱によって土地は荒れ、人々は流亡し、作物も不作続きで、経済状況は最悪となり、長安では米の値段が1斛で1万銭まで高騰した⁽⁵⁾。さらに、安史の乱を契機として各地に置かれた藩鎮は、管轄地域内の軍政と民政、財政を掌握し、租税の徴収と中央への送納についても管轄下の州県に対する影響力は大きかった⁽⁶⁾。これら藩鎮のなかには租税を中央に送らずに勝手に使ってしまうものもあり⁽⁷⁾、唐朝の税収不足に拍車をかけた。このように経済状況が悪化するなかで、劉晏は、『旧唐書』巻49・食貨志下に、

〔劉〕晏の国計を掌るに泊んで、江淮の転運の制を復し、歳ごとに米を入れること数十万斛、以て関中を濟う。第五琦に代わり塩務を領し、其の法は益ます密たり。

泊〔劉〕晏掌国計，復江淮転運之制，歳入米数十万斛，以濟関中。代第五琦領塩務，其法益密。

とあるように、東南部の漕運を復旧して毎年都へ米数十斛を輸送して中央の税収不足を解消する一方、塩の専売法を整備して収益を増やした。すなわち、劉晏は漕運法と専売法の改善によって、国家財政を立て直そうとしたのである⁽⁸⁾。

まず、劉晏は漕運法改革を進め、広徳2年(764)より漕運路を整備した。すなわち、広徳2年3月に劉晏は河南及江淮已来転運使に任命されると、汴河復旧に着手し、宰相の元載に手紙を送って漕運の利害を述べ、汴河再開のために両者が協力するようにした⁽⁹⁾。こうして、東南部から毎年数十万石の米を運べるようになったのである。そして、その漕運にかかる経費を塩の専売の収益から捻出することに⁽¹⁰⁾、東南部から長安までの漕運はすべて転運使による官運に改めた。そのため、転運使の直轄区域は揚子・長安間にまで広がることになった⁽¹¹⁾。

また、劉晏は第五琦がはじめた塩の専売を改善し⁽¹²⁾、専売収入を増やしてその収益で中央財政をまかなおうとした⁽¹³⁾。この劉晏の専売法によって、国家は専売の収益を得ることができ、人々も塩に不足することがなくなった。

さらに、管轄地域内の道ごとに中央の財政使職直属の地方出先機関として巡院を設置した⁽¹⁴⁾。各地の巡院はそれぞれの地域内で漕運や専売業務を統轄したが、それ以外に重要な職務として、道内の藩鎮や州県の行政に対する監察があった⁽¹⁵⁾。その結果、『旧唐書』巻49・食貨志下に、

四方の水旱より、軍府の織芥に及ぶまで、先に知らざるは莫し。

四方水旱，及軍府織芥，莫不先知焉。

とあるように、巡院から得られた各地の動静は中央にいる劉晏に報告され、劉晏は中央にいながらにして、東南部各地の政治・社会・経済その他の情勢をいち早く知ることができたのである。

その結果、劉晏が東南部の塩の専売を管轄しはじめた頃は収益が60万貫だったが、末年には、当初の10倍、すなわち600万貫まで増加した⁽¹⁶⁾。それは大暦末の全税収入1,200万貫のうち半分を占めた。専売収入のほかに租税収入の分も含めると、東南部の税収が全収入の大部分を占める。中央は収入のほとんどを東南部に頼

っていたことになり、劉晏の管掌する東南部財政の規模の大きさと、それに対する中央の依存度の高さが察せられる。以上のような漕運法をはじめとする財政の改革によって、塩鉄転運使の職務の重要性は増すことになったのである。

一方、劉晏は財政業務を円滑に運営するために、使職のもつ辟召制を使って独自に人材を集め、中央における彼の勢力を形成、拡大させた。『旧唐書』巻123・劉晏伝には、中央における劉晏の勢力の大きさについて次のように述べる。

事に任ずること十数年。権勢の重きは、宰相に隣し、要官重職は、頗る其の門より出ず。

任事十数年。権勢之重、隣於宰相、要官重職、頗出其門。

劉晏は塩鉄転運使に任じられてから10年以上たつなかで、宰相と匹敵する権勢をもつようになり、高官のなかにも劉晏より抜擢された者がかなり多かったという。つまり、劉晏は辟召という使職独自の人事権を利用して人材を確保して官界にみずからの人脈を構築し、自己の勢力を広げることができたことがわかる。

このように、東西分掌の体制が確立されてから、塩鉄転運使や度支使は広域内の財務を掌握し、人材を独自に確保するようになったため、宰相と並ぶほどの大きな権勢を持つまでになったのである。

(2) 財政使職の廃止

こうした財政使職の権限拡大に対し、代宗期と徳宗期において3度にわたる財政使職廃止が試みられた。ここでは、第2回目の建中元年(780)宰相楊炎による財政使職廃止を中心にみていこう⁽¹⁷⁾。

当時楊炎は財政制度改革に着手し、財政使職廃止とほぼ時を同じくして、国庫である左蔵庫の機能回復や両税法施行を並行して実施している。すなわち、国庫や税制の整備という中央の財政収支に関わる改革と関連させながら、楊炎は財政運営組織の再編を断行したのである。楊炎は財政使職廃止について、次のように上奏した。

〔楊〕炎乃ち建言す。尚書省は、国政の本なり。比置諸使を置き、分ちて其の権を奪う。今宜しく旧に復すべしと。(『資治通鑑』巻226・唐紀42・徳宗建中元年正月条)

〔楊〕炎乃建言、尚書省、国政之本。比置諸使、分奪其権。今宜復旧。

尚書省は行政運営の基幹であるが、先に財政関連の使職が設置されて財政を掌握

するようになると、尚書省の権限は使職に移ってしまったので、今こそ尚書省に権限をもどすべきであるとし、財政使職廃止の目的を尚書省の権限回復のためとする。この上奏は受け入れられて、財政使職廃止に関する次のような詔が出されることになった。

建中元年、詔して曰く、朕^{おも}以えらく、征税門多くして、郡邑凋耗す。群議を聴き、変更有るを思う。將に時雍を致さんとすれば、宜しく古訓に遵うべし。其れ江淮の米の旨に^{したが}準い、転運して京に入る者、及び諸軍の糧儲は、宜しく庫部郎中崔河図をして之を権領せしむべし。今年の夏税以前の、諸道の財賦の多く京師に輸する者、及び塩鉄の財貨は、江州刺史包佶に委ねて之を権領せしむ。天下の錢穀は、皆な金部・倉部に帰し、中書門下に委ねて両司の郎官を簡び、格式に準じて条理せしめよ。〔『唐会要』卷 87・転運塩鉄総序〕

建中元年、詔曰、朕以征税多門、郡邑凋耗、聴於群議、思有変更。將致時雍、宜遵古訓。其江淮米準旨転運入京者、及諸軍糧儲、宜令庫部郎中崔河図権領之。今年夏税以前、諸道財賦多輸京師者、及塩鉄財貨、委江州刺史包佶権領之。天下錢穀、皆歸金部・倉部、委中書門下簡両司郎官、準格式条理。

すなわち、財政使職が把握していた全国の財政業務はふたたび尚書省の金部と倉部の管轄にもどすこととした。楊炎が尚書省の金部・倉部に職務をもどした目的は、この詔の最後にある金部・倉部の人事の方法からあきらかとなる。詔では、金部・倉部の郎官人事は宰相府たる中書門下で決定されることになっており、金部・倉部の人事権は宰相が握った。その結果、宰相はみずからの意向に沿った人物を登用することで、人事を通じて財政運營業務を把握できるようなる。このことから、財政使職が掌握していた財政運営を含むさまざまな権限を宰相に集め、財政運営機関を宰相の統轄下に置くことこそ、楊炎が財政使職を廃止した目的であることが理解できよう。

では、なぜ楊炎が財政使職を廃止し、財政運営機関を宰相の統轄下に置こうとしたのか。それは、先述した劉晏の事例に見られるような財政使職の権限拡大にある。宰相への権力の集中をめざす楊炎にとって、宰相と同程度、あるいはそれ以上の権力を持つかもしれない財政使職は、政権中枢の権力を分散させる存在であった。そこで楊炎は、これまで財務行政を掌握してきた財政使職を排除し、かわって宰相を財政運営に関与させることで、宰相の権限強化を目指したのである。

しかしながら、はやくも2ヵ月後に財政使職は復活した。この間の事情を『資治通鑑』卷 226・唐紀 42・徳宗建中元年 3月条は以下のように記している。

楊炎、度支・転運使を罷め、金部・倉部に命じ之に代わらしむ。既にして省職久しく廢され、耳目相接せず、能く振挙する莫し。天下の錢穀は総領する所無し。癸巳、復た諫議大夫韓洄を以て戸部侍郎・判度支と為し、金部郎中万年杜佑を以て権りに江淮水陸転運使とすること、皆旧制の如し。

楊炎、罷度支・転運使、命金部・倉部代之。既而省職久廢、耳目不相接、莫能振挙。天下錢穀無所総領。癸巳、復以諫議大夫韓洄為戸部侍郎・判度支、以金部郎中万年杜佑權江淮水陸転運使、皆如旧制。

楊炎は金部と倉部に使職の管轄していた財務を行かせたが、ながらく尚書省の職務が失われていたため、ここで復活しても各司は連携が取れず、尚書省の復興はならなかった。そのため、中央は全国の財務を統轄できず、財政全体に混乱をきたしてしまつたという。そして、財務運営は「一に劉晏・韓滉の則の如」く（『旧唐書』卷12・徳宗本紀上・建中元年3月条）、判度支が西北部の財政を管轄し、転運使が東南部の財政を担当する、度支・転運使による東西分掌にもどされたのである。

このように、楊炎の財政使職廃止は失敗に終わり、結局、財政使職が復活して以前通りにもどされたわけだが、使職廃止の原因である宰相と財政使職との関係、つまり宰相はいかに財政使職の勢力を抑えて、財政運営を統轄するのかという課題は解決されず、そのまま残されることになった。

貞元年間に入ると、塩鉄転運使と東南部の藩鎮を兼任するケースが多くなった。藩鎮で塩鉄転運使を兼任したのは、浙江東西道藩鎮韓滉（貞元元年（785）7月～3年（787）正月）、浙西藩鎮王緯（10年（794）11月～14年（798）8月）、同李若初（14年9月～15年（799）正月）、同李錡（15年2月～永貞元年（805）3月）である。塩鉄転運使は東南部の財務を管轄したが、この4人はいずれも塩鉄転運使の管轄地域内の藩鎮にあたる。この財政使職と藩鎮の兼任により、管轄地域内から集めた税収を中央が確保できるのかどうかは、すべて藩鎮の側に主導権が移ってしまうことになる。つまり、中央が掌握していた徴税や漕運などの財政上の権限が、一藩鎮の手にすべて委ねられてしまうことを意味する。そのため、財政業務は財政使職を兼任した藩鎮に恣意的に動かされ、本来中央の収入となるべき税収も財政使職を兼任した一地方の藩鎮に横領されてしまう可能性が高かった。

これに対して、3度目の財政使職廃止が実施される。すなわち、貞元2年（786）正月、宰相の崔造による財政使職廃止である。これについて崔造の伝は次のようにいう。

〔崔〕造は久しく江外に従事し、錢穀諸使の上を罔^{なみ}するの弊を嫉み、乃ち奏す。

天下の兩税錢物は、本道觀察使・本州刺史に委ね官を選び上都に部送するを典らしむ。諸道水陸運使及び度支巡院・江淮轉運使等は並びに停む。其れ度支・塩鉄は、尚書省本司の判ずるに委ぬると。(『旧唐書』卷130・崔造伝)

〔崔〕造久從事江外，嫉錢穀諸使罔上之弊，乃奏。天下兩税錢物，委本道觀察使・本州刺史選官典部送上都。諸道水陸運使及度支・巡院・江淮轉運使等並停。其度支・塩鉄，委尚書省本司判。

宰相に抜擢される以前、長く長江以南の地方官を歴任していた崔造は、財政使職の不正を憎んでおり、そこで上奏して、諸道水陸運使及び度支巡院・江淮轉運使を廃止し、兩税収入の中央への上供は本道觀察使・刺史に委ね、財政使職の業務は尚書省が行うようにすべきと述べる。

そして、使職を廃止した上で、崔造は財政運営の統轄について次のように改革した。

其れ尚書省六職は、宰臣をして分ちて判ぜしむ。…宰臣齊映は兵部の承旨及び雜事を判じ、宰臣李勉は刑部を判じ、宰臣劉滋は吏部・礼部を判じ、造は戸部・工部を判ず。

其尚書省六職，令宰臣分判。…宰臣齊映判兵部承旨及雜事，宰臣李勉判刑部，宰臣劉滋判吏部・礼部，造判戸部・工部。

尚書省の六部を宰相が分掌し、行政業務を直接掌握できるようにした。これには、行政の職務ごとに宰相が統轄することで行政運営に対する宰相の影響力を強め、その権限を強化する目的があった。財政に関しては、使職に代わって、崔造自身が尚書省戸部を統轄して財務の運営にあたった。これにより、財務行政を宰相が直接統轄し、財政権を宰相が掌握しようとしたのである。しかし、この時をかえって財政がうまく運営できなくなり、12月には浙江東西道藩鎮の韓滉がふたたび度支・諸道塩鉄轉運使を兼任し、財政使職が復活した⁽¹⁸⁾。すでに長年にわたって使職による財政運営が続けられており、尚書省がこれに代わることはできなくなっているのである。こうして、財政使職を廃止して尚書省を通じて宰相が財政を統轄するという試みは、楊炎の時と同じく失敗に終わり、この後二度と行われなくなった。

(3) 憲宗元和13年の尚書門下による上奏

憲宗は即位当初より藩鎮積極策を取ってかなりの成果を挙げ、中央集権の強化を推し進めた。それと共に、財政面でも地方に対する統制を強化する制度が整備され

ていった。すなわち、専売収入の中央財政への帰属、両税法の税制改革による州税三分制の改革、節度使の支度・営田使兼任の禁止などの財政政策がそれにあたる。これらの政策を通じて、中央は、塩鉄転運使管轄下のものも含めて、度支のもとに両税収入と専売収入すべてを帰属させ、税制改革により中央と諸州との結びつきを深めることで、財政面で諸州に対する中央の統制力を強化した。さらに、藩鎮積極策が進むと、節度使による支度・営田使の兼任が停止され、藩鎮がもっていた道内の財政運営権も中央に回収した。このように、中央は財政運営の上でも地方への統制力を強め、そのための規定が作られていったのである。

しかしここに一つ問題なのが、これらの政策の実施を通じて、相対的に権限が強化された財務運営機関の帰属である。つまり、度支・塩鉄転運使・判戸部の財政使職をどう統轄するかという、徳宗朝以来続く課題があらためて問われることとなった。制度上では、中央の財務を運営する度支・塩鉄転運・戸部の財政三司は互いにそれぞれを監督することもなく、また元来使職は皇帝に直属する組織であるため、官僚機構の側でこれら三司を管理、統制することもないのである。実際に、元和年間（806～820）では、李吉甫をはじめ、裴垍、李絳ら宰相が財政政策を主導し、財政三司はその下で財務を運営するという態勢をとってはいたが⁽¹⁹⁾、しかし、このような宰相主導の財政運営については、何の制度的な規定がないのである。

先述したように、建中元年（780）に宰相楊炎が、また貞元3年（787）に崔造が財政使職を廃止し、尚書省に職務をもどそうと試みたのも、こうした宰相と財政使職との関係がもたらす問題を使職の廃止という方法で解消し、財政運営機関を宰相の統轄下において、宰相が財政運営に関与しようとしたことにある。これらがいずれも失敗したのは、使職廃止という組織の改変をとまなう手段をとったため、かえって財政運営全体に混乱をきたしてしまっただからである。そして、楊炎や崔造が提示した、宰相がいかに財政機関を統轄し、財政運営に関与していくかという課題が、その後の元和年間でも再び宰相側から問題とされるようになった。

この宰相による財政運営機関をいかに統轄するかという課題は、元和13年（818）の中書門下の上奏によりこれを制度化することで、解決がはかられることとなった。『唐会要』巻58・戸部侍郎条には次のようにある。

〔元和〕十三年十月、中書門下奏すらく、「戸部・度支・塩鉄三司の錢物は、皆国用に繋がれ、給納に至るまで、事は合に分明なるべし。比来因循し、都て剖析せず、歳終會計するに、以て準繩無し。蓋し根本未だ綱条有らざるに縁り、所以に名数は盈縮を為し易し。伏して請うらくは、今より以後、年終毎に、各おの本司の毎年正月一日より十二月三十日に至るまでの入る所の錢数及び用い

る所の数を具し、分かちて兩状を為り、来年二月の内に入り聞奏し、併せて中書門下に牒せしむ。其の錢は如し用いて尽くさざれば、須く具して用いたるの外の余は若干見在せるかを言うべし。如し用いて尽くす及び来年を侵用し併せて闕を収むれば、並びに須く一一具して言うべし。其の塩鉄使の収むる所は、議して一年の都て収めたるの数、並びに已に支用及び送到せる左蔵庫の欠錢数を列具す。其の欠ける所も亦た監院額、某事に縁り欠け未だ送到せざるを具す。戸部の出納も、亦た此れを約し例と為す。条制既に定まらば、亦た隱欺を絶たん。如し施行を可とせば、望むらくは常典と為さん」と。之に従う。

〔元和〕十三年十月、中書門下奏、「戸部・度支・塩鉄三司錢物、皆繫国用、至於給納、事合分明。比来因循、都不剖析、歳終會計、無以準繩。蓋縁根本未有綱条、所以名数易為盈縮。伏請、起自今以後、每年終、各令具本司每年正月一日至十二月三十日所入錢数及所用数、分為兩状、入来年二月内聞奏、併牒中書門下。其錢如用不尽、須具言用外余若干見在。如用尽及侵用来年并収闕、并須一一具言。其塩鉄使所収、議列具一年都収数、并已支用及送到左蔵庫欠錢数。其所欠亦具監院額縁某事欠未送到。戸部出納、亦約此為例。条制既定、亦絶隱欺。如可施行、望為常典。」従之。

戸部・度支・塩鉄の財政三司は、正月1日から12月30日までのそれぞれの収入と経費をその翌年の2月に上奏すると共に、宰相府である中書門下にも報告することが義務づけられ、中書門下に財務運営を監督されることになった。また、その報告の内容も、収支のほか、現残高、不足額やその理由にまで及び、中書門下が財政三司の財務内容に対する規制を強化したことがわかる。

この上奏が裁可されたことにより、宰相は、国家財政の運営を監督し、その支出内容や残高、不足額に対して規制を加えることができ、財政運営機関の統轄を制度化できた。一方、財政使職の側では、宰相から財務運営に対する管理・統制を受けることにより、兩税収入も専売収入も含めて国家財政全体が宰相に把握されることになったのである。

以上、安史の乱後の財政運営政策の変遷を、宰相と財政使職との関係を軸にみてきた。この宰相と財政使職との対立が起こる背景に、財政使職の権限拡大とそれを宰相がいかに統轄するのかという点があったことがわかるだろう。次に、この宰相と財政使職との関係を、財政運営ではなく、聴政制度という別の視点から考察していきたい。

2. 安史の乱後の聴政制度

先述したように、近年、唐代の聴政制度の研究が進み、とくに唐後半期については松本保宣氏、謝元魯氏などにより制度内容が検討されてきた⁽²⁰⁾。そこで本章でも、先行研究の成果にもとづき、唐後半期の聴政制度について概観しておきたい。

唐代の聴政制度には、太極宮と大明宮の三殿朝会の制があり、太極宮での承天門・太極殿・両儀殿における三朝の機能と、大明宮の含元殿・宣政殿・紫宸殿における三朝の機能がそれぞれ対応していた。その中でも、大明宮の紫宸殿の常朝＝入閣は、百官が皇帝にまみえるという儀礼の場であるだけでなく、皇帝が宰相ら百官を召し、政務を処理する場でもあった。

(太極宮)	(大明宮)		
承天門	含元殿	－ 外朝	→元正・冬至の大朝会，大赦の場
太極殿	宣政殿	－ 中朝	→朔望朝会の場
両儀殿	紫宸殿	－ 内朝	→常日聴政の場

ところが、安史の乱後の代宗期から、延英殿でも皇帝が定期的に宰相らを召対するようになると、紫宸殿の常朝と連動して朝会が開かれるようになった。しかし、紫宸殿がどちらかと言うと儀礼的な場という性格が強かったのに対し、延英殿の方は、皇帝が宰相以下の少数の臣僚に諮問する政治の場という性格が強かった。また、朝会の儀を行う正殿と違い、インフォーマルな場という性格ももつ。

そのため、延英殿は皇帝が宰相だけでなく広く任意の官人を任意の時に召すこともあった。松本保宣氏によれば、こうした皇帝の発意で臣僚を召対した事例は代宗・徳宗期が多く、憲宗期以降になると少なくなる傾向があり、これには憲宗以降は延英殿付属の制度が確立してくること、逆に代宗・徳宗期はまだ延英殿の機能分化、あるいは付属の諸制度が形成期にあったことが考えられ、そのため憲宗期以降に比べて、代宗・徳宗期では自由な運用を試みることができたのであり、それゆえ、皇帝の恣意が働く余地が大きく、皇帝の個人的意向を伸長する場として利用されたと指摘する⁽²¹⁾。

一方、個々の官僚の側も延英殿を積極的に皇帝に対する意見表明の場として利用した。貞元18年(802)に徳宗が正殿朝儀での奏事を禁じ、延英門において状を進めて請対するよう命じたことにより、延英殿請対・奏事が制度化された⁽²²⁾。これにより、官僚の意見表明の場が限定されることとなったが、逆に意見表明できる場が明確化したことにより、各官司が直接皇帝に行政案件を持ち込んで裁決を求めたようである。

次に、官僚が定期的に皇帝と面会したものとして、次対官の制度があるが、これとは別に、貞元7年(791)延英殿独自の制度として諸司の長官、常参官2員の次対官が設けられた。重複を理由にいったん廃止されたが、憲宗の元和元年(806)には、従来から正衙にあった待制官と延英殿の次対官の両方とも正衙・延英殿の両方に候対するように改め⁽²³⁾、両者を一つにして簡素化をはかった。延英殿には、そのほかにも刑法官や祗候官などが設けられた。

このように、延英殿とは、皇帝が宰相以下の主要官僚に対しさまざまな召対の制度により広く組織的に諮問できる場であり、各官司が皇帝と個人的に直結できる場でもあった。唐後半期になって聴政制度のなかに延英殿の制度が確立したのは、宰相以下の官僚を官僚機構から抽出して個別に把握しようとする皇帝側の意向と、皇帝に個人的に密着して自己の志向を貫徹しようとする官僚側の思惑とが合作した成果であるといえよう。その結果、延英殿は皇帝権力の伸長に寄与し、宰相の権限を弱める役割を果たすことになった。

3. 聴政の場からみた元和13年の中書門下による上奏文の意義

前章では、唐後半期の聴政制度について、延英殿を中心にみてきた。では、国家財政の運営を担う財政使職の奏対はどうだったのか。ここでは、代宗期から憲宗期を中心に検討する。まず、『旧唐書』巻135・韋渠牟伝によれば、

〔貞元十二年(796)〕歳終、〔韋渠牟は〕右諫議大夫に遷る。時に延英政賦を乗るの臣に対するに、昼漏率ね二三刻を下るを常と為す。渠牟の奏事するや、率ね漏五六刻を下り、上(徳宗のこと)笑語し款狎し、往往にして外に聞こゆ。

〔貞元十二年(796)〕歳終、〔韋渠牟〕遷右諫議大夫。時延英対乗政賦之臣、昼漏率下二三刻為常。渠牟奏事、率漏下五六刻、上(徳宗)笑語款狎、往往外聞。

とあり、延英殿において宰相や財政使職が奏対すると、その時間はいつも2～3刻になるが、韋渠牟が奏事すると、時間はいつも5～6刻に及び、徳宗の笑いながら話したり親しげな様子が外まで聞こえたという。徳宗の韋渠牟に対する寵遇ぶりを示す記事だが、賦を乗るの臣、すなわち財政使職が延英殿で徳宗と面会していたことがわかる。おそらく請対か、次対かのいずれかであろう。また、宰相と並んで財政使職が挙がっていることから、財政使職がいかに皇帝から重要視されていたかがうかがえる。

また、憲宗の元和元年(806)に出された元稹の「献事表」によれば⁽²⁴⁾、当時の奏対の状況について、次のように記す。

…且つ臣之を思うに、今の召に備え顧問を承ける者は、独り一二の執政のみ。一たび対揚する毎に、俄頃問われて天下の事を議するに及ばず、臣竊かに之を料るに、聖問を恭承し仰ぎて寵光の暇せざるを謝するも、又た安んぞ理乱を陳べ教化を議する暇あらんや。其の余の瑣瑣たる有司、或いは時に一たび召見せられ、簿書の出入を言い、錢穀の登降を計りて暇せず、又た安んぞ牙齒を置くの間足らん。…（『元稹集』巻32・「獻事表」）

…且臣思之、今之備召承顧問者、独一二執政而已。每一対揚、不及俄頃、問議天下之事、臣竊料之、恭承聖問仰謝寵光之不暇、又安暇陳理乱議教化哉。其余瑣瑣有司、或時一召見、言簿書之出入、計錢穀之登降、不暇、又安足置牙齒間。

…

1, 2名の宰相が皇帝からの諮問に応じる他に、財政使職が皇帝から召されて会計報告していたことがわかる。財政使職が皇帝に直接会計報告を行っていることに注目したい。ここでは引用しなかった「獻事表」の前半部分では、元稹が拾遺や補闕などの諫官が冗官扱いされていることを批判しており、その点も考え合わせるならば、財政使職は宰相に次いで皇帝から召対されており、この点からも財政使職がいかに重用されていたかがあきらかとなるだろう。また、少し時代は下るが、憲宗の次の穆宗期でも、

公卿以降、群有司庭に盈つ。然るに問われて曰く、吾と坐して事を決するは、丞相已下、四五に過ぎず、而るに主計の臣焉に在り。（『白居易集』巻48・中書制誥「張平叔可戸部侍郎判度支制」）

公卿以降、群有司盈庭。然問曰、與吾坐而決事、丞相已下、不過四五、而主計之臣在焉。

とあり、ここでも財政使職が宰相に次いで皇帝からの諮問に預かっていたと述べる。

以上の記事から、財政使職が宰相に次いで皇帝に奏事していたことがわかるだろう。しかも、上掲の諸史料からは、宰相と財政使職がそれぞれ別個に奏事していたことがうかがえるが、とくに、財政使職は、皇帝から政事について諮問を受けることもあると共に、皇帝に対して財政業務や会計についての報告を行っている。唐後半期の待制官・次対官の制度では、宰相と次対官の奏事は時間帯をずらして行われ、両者の奏事内容について互いに干渉できなかった⁽²⁵⁾。つまり、財政使職が皇帝に面会して行う財政運営や会計の報告内容について、宰相は把握することができなかつ

たことになる。もともと使職は律令官制外にあつて宰相の統轄下に無いため、官制の上から財政使職の職務内容を把握する手段が無かつたが、聴政の場においても、宰相は財政使職が皇帝に何を奏上し、どんな報告をしたのか知ることができなかったのである。

一方、前述したように、皇帝は延英殿において宰相だけでなく任意の官僚を召対することで、宰相を経由することなく、個々の官僚と直接結びつき、情報を得ることができた。財政使職の場合も、もともと皇帝直属の機関ということもあつて、前掲した史料にあるように、皇帝に財務の報告を行っている。そして、財政使職が皇帝に奏上したのはそれだけではないと思われる。というのも、先述した代宗期の塩鉄転運使の劉晏は、

代宗は嘗て命ずるに、所部の官吏の善悪、刺史の罪有る者を考え、五品以上は輒ち繫劾し、六品以下は杖し、然る後に奏せしむ。〔『新唐書』巻149・劉晏伝〕
代宗嘗命，考所部官吏善惡，刺史有罪者，五品以上輒繫劾，六品以下杖，然後奏。

とあり、代宗から、配下の官吏だけでなく、地方の刺史を調べ、処罰してから奏上するよう命じられている。代宗がこうした命令を出したのも、劉晏が各地に設けた巡院という情報網を握っているからである。おそらく、これまでも劉晏が代宗に対して会計報告だけでなく、各地の状況を奏上していたのであろう。しかも、代宗は宰相の頭越しに官僚に対する監察を財政使職に命じている。このように、宰相を介さず、皇帝が財政使職を直接統御しているのである。

以上のような状況を鑑みると、元和13年(818)に中書門下から出された上奏文の意義が、より大きく感じられるのではないだろうか。この上奏文では、戸部・度支・塩鉄の財政三司は、正月1日から12月30日までのそれぞれの収入と経費、現残高、不足額やその理由などを、その翌年の2月に上奏すると共に、宰相府である中書門下にも報告することが義務づけられることを求め、これが裁可された。それまで、官制の上でも、聴政制度の上でも、把握できなかった財政三司の活動について、宰相も報告を受け、監督できることになった。こうして、宰相はようやく大きな権限をもつ財政使職を統轄下に置くことができたのである。

財政使職にすれば、それまで皇帝だけにしていた会計報告を宰相に対しても行うことになり、皇帝と宰相の双方から業務についてチェックを受けることになった。使職の権限についても、宰相による規制が加わることになったと思われる。これ以降、宰相側が財政使職を廃止しようとする動きがみられなくなる。その要因として、

この元和 13 年の上奏文により、宰相が財政三司の業務を監督することで、財政使職の権限拡大に歯止めをかけることができたからではないだろうか。

おわりに

以上、安史の乱後の財政使職をめぐる動きについて述べてきた。財政業務の拡大と重要化にともない、これを統轄する財政使職の権限も拡大してきた。この財政使職に対して危機感を抱いたのが宰相たちであった。そこで、代宗期と徳宗期に3度にわたって宰相による財政使職廃止が実行され、人事を通じて財政運營業務を宰相の管轄下に置こうとしたが、いずれも失敗に終わった。だが、憲宗の元和 13 年に中書門下から出された上奏文が裁可され、財政運営機関が宰相にも会計報告をすることが制度化されたことにより、ようやく財政使職が宰相の統轄下に入るようになった。この元和 13 年の中書門下の上奏文について、ここでは視点を変えて、聴政制度から考察した。延英殿を舞台に、皇帝は財政使職と直接結びつき、宰相を関与させずに情報を収集し、政務を処理していた。しかし、元和 13 年の中書門下からの上奏により、財政運営機関から宰相府へも会計報告が義務付けされた。その結果、宰相も財政運営を監督する権限を獲得し、財政使職の権限拡大に規制をかけることができた。

そのため、これ以降、宰相側から財政使職を廃止しようとする動きはみられなくなった。この上奏文が、財政運営に対する宰相の権限強化につながったと評価することはできるだろう。しかし、財政使職を統轄するもう一方の存在、すなわち皇帝との関係を等閑視することはできない。私見によると、その後も財政運営の統轄をめぐって皇帝と宰相との間で駆け引きがみられ、宣宗期になると、皇帝が財政運営機関を個別に直接統御する体制が作られていく。こうした財政運営の統轄のしくみの形成に対して、聴政がどう関わっていくのかは、今後への課題としたい。

[参考図]

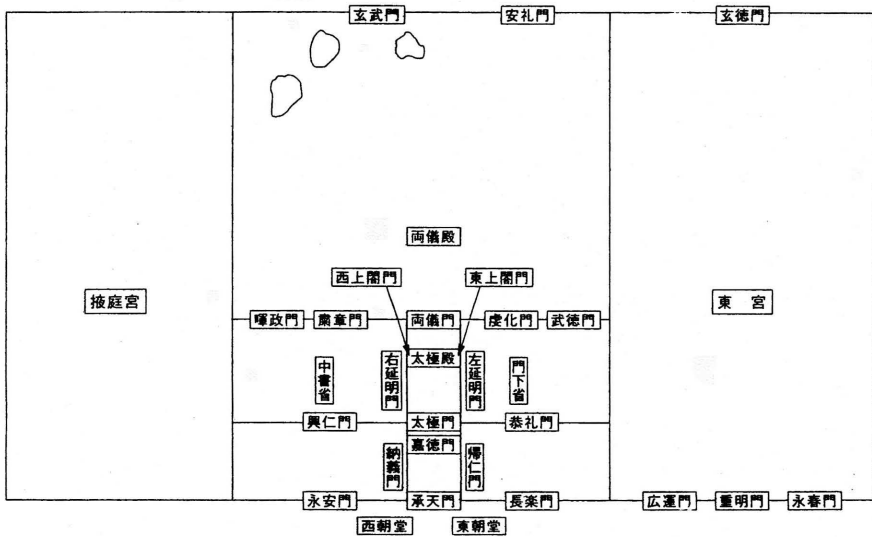


図 1 太極宮

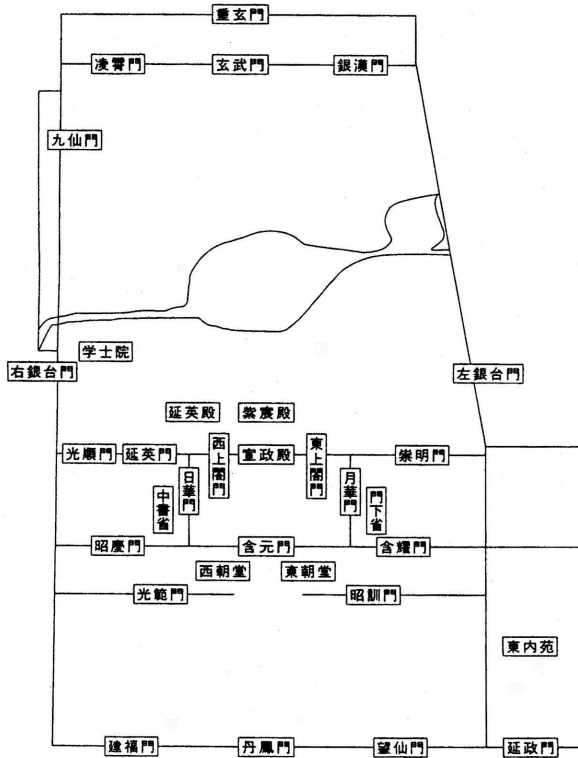


図 2 大明宮

(いずれも松本保宣著『唐王朝の宮城と御前会議—唐代聴政制度の展開—』(晃洋書房 2006) より。)

注

(1)高瀬奈津子 2001, 2005。

(2)松本保宣 2006, 謝元魯 1992, 袁剛 1994。

(3)高瀬奈津子 1998, 吉田歆 2002, 王仲殊 2001, 2003。

(4)『新唐書』卷 51・食貨志 1 には、次のように記述される。

初、転運使掌外、度支使掌内。永泰二年（766）、分天下財賦・鑄錢・常平・転運・塩鉄、置二使。東都畿内・河南・淮南・江東西・湖南・荆南・山南東道、以転運使劉晏領之。京畿・関内・河東・劍南・山南西道、以京兆尹・判度支第五琦領之。

第五琦と劉晏による、度支使と転運使の東西分掌によって、財政使職の職務に地域性が生じたことについては、礪波護 1986, p.21 でも言及がある。

(5)『旧唐書』卷 49・食貨志下

自兵興已来、凶荒相属、京師米斛万錢、官厨無兼時之食、百姓在畿甸者、拔穀授穂、以供禁軍。

(6)例えば、『冊府元龜』卷 147・帝王部・恤下門に収められた宝応元年（762）10月の勅文によると、次のように述べる。

如聞、諸道節度使、不承正勅、妄有徵科。州県望風、便行文牒、務為逼迫、自応誅求、事且因循、転用生弊、不有懲革、何以息人。自今已後、宜令本道觀察及租庸使、嚴加訪察。其州県、除正勅支遣外、不得転承諸使文牒、徵率一物已上。如或有犯、便仰停務、具名彈奏。

各地の藩鎮は管轄内の州県に恣意的な徵税を行わせ、州県も藩鎮の意のままになっていたのである。

(7)『旧唐書』卷 118・楊炎伝所載の楊炎の上奏文には、

河南・山東・荆襄・劍南有重兵處、皆厚自奉養、王賦所入無幾。

とあり、税収を上納しないところとして河南・山東・荆襄・劍南を挙げている。

この他に、例えば、『旧唐書』卷 141・田承嗣伝に、

郡邑官吏、皆自署置、戸版不籍於天府、税賦不入於朝廷、雖曰藩臣、実無臣節。

とあり、河北の魏博節度使田承嗣も管轄領域内で官吏を勝手に任命し、戸籍も届けず、税収も中央に送らなかつた。同様なことは、河北の成徳や盧龍藩鎮にも見られた。

(8)劉晏の漕運法について取り上げた論考は数多いが、代表的なものとして、青山定雄 1963, 外山軍治 1961, Denis Twitchett 1963, 全漢昇 1944, 潘鏞 1987, 清木場東 1996 がある。

(9)『資治通鑑』卷 223・唐紀 39・代宗広徳 2 年 3 月条

自喪乱以来、汴水堙廢、漕運者自江・漢抵梁・洋、迂險勞費、三月己酉、以太子賓客劉晏為河南江淮以来転運使、議開汴水。…晏乃疏浚汴水、遣元載書、具陳漕運利病、令中外相応。自是每歲運米数十石、以給関中。

(10) 『唐会要』 卷 87・ 転運塩鉄総序

晏始以塩利為漕備。自江淮至渭橋，率十万斛備七千緡，補綱吏督之。不發丁男，不勞郡県，蓋自古未之有也，至今為法。

(11) 青山定雄 1963 を参照。

(12) 『旧唐書』 卷 123・ 劉晏伝

又至徳初，為国用不足，令第五琦於諸道榷塩以助軍用，及晏代其任，法益精密，官無遺利。

(13) 『資治通鑑』 卷 226・ 唐紀 42・ 徳宗建中元年 7 月条

〔劉〕晏專用榷塩法，充軍国之用。

(14) 巡院に関しては，高橋継男氏と妹尾達彦氏による研究がある。高橋継男 1972, 1973, 1976, 1978, 1982, 1985, 1995, 1997, 妹尾達彦 1980, 1982A, 1982B。また，西北部の巡院については，丸橋充拓 2006 に取り上げられている。

(15) 各地に置かれた巡院が，特に藩鎮の地方行政を対象に監察を行っていたことについては，高橋継男 1972, 1978, 及び妹尾達彦 1980 を参照。

(16) 『旧唐書』 卷 49・ 食貨志下

〔劉晏〕代第五琦領塩務，其法益密。初年入錢六十万，季年則十倍其初。大曆末，通天下之財而計其所入，総一千二百万貫，而塩利過半。

(17) 徳宗朝の楊炎，崔造による財政使職廃止については，礪波護 1986, 吳麗娛 1986, 李錦繡 2001, および高瀬奈津子 2001 がある。また，楊炎の使職廃止に関する政治的背景については，中川学 1965, 築山治三郎 1967, 韓国磐 1979, 林偉洲 1991, 鄭学檬 1992, 鈴木正弘 1999A, 1999B, 及び高瀬奈津子 1998 がある。

(18) 『資治通鑑』 卷 232・ 唐紀 48・ 徳宗貞元 2 年 12 月条，

崔造改錢穀法，事多不集。諸使之職，行之已久，中外安之。…既而江淮運米大至，上嘉韓滉之功，十二月，丁巳，以滉兼度支・諸道塩鉄転運等使。造所条奏皆改之。

(19) 元和年間の宰相と財政三司との関係については，李錦繡 2001 の第 1 章第 4 節の「一，元和時期三司的作用及変革」に詳述されている。

(20) 松本保宣 2006, 謝元魯 1992, 袁剛 1994 年などを参照。

(21) 松本保宣 2006, pp.30-33 を参照。

(22) 『冊府元龜』 卷 180・ 帝王部・ 失政門・ 貞元 18 年 7 月条

〔貞元〕十八年七月，嘉王諮議高弘本，正衙奏事，自理逋債。詔曰，朕方励精庶政，博求嘉言。比者百官正衙奏事，至有多時者。公卿庶僚，属当寒暑為弊，亦深在於朕懷，豈謂今日。自今，勿正衙奏事。如陳奏者，宜延英門請對。

(23) 『唐会要』 卷 26・ 待制官条

元和元年 4 月，正衙待制官兩員。御史中丞武元衡奏，本置前件官，以備顧問。比来多不

奏事，有同虚設。又貞元七年，更有次对官，難議兩置，去歲已停。今唯以六品已下清官，前例恐非尽善。伏請，自今已後，兼以中書・門下省，御史台，拾遺，監察御史，及尚書省六品，諸司四品已上職事官，東宮師傅，賓客，詹事，及王府諸傅等，每坐日，兩人待制。正衙退後，令于延英候对，以為常式。勅，中書省・御史台官，故事並不待制。如要論奏，但于延英候对。余依。

(24)元稹が「献事表」を上奏した年については、『資治通鑑』巻 237・唐紀 53・憲宗元和元年 4 月条による。

(25)唐後半期の待制官・次对官の制度については，謝元魯 1992，松本保宣 2006 を参照。なお，唐後半期の臣僚が行う奏事について，中村裕一 1991 が，代宗期の宰相元載の措置により，宰相による事前チェックがあったと論じているが，これについては最近，松本保宣 2007 が批判し，宰相によるチェックは行われていなかったと主張している。

参考文献リスト

青山定雄

1963『唐宋時代の交通と地誌・地図の研究』吉川弘文館。

清木場東

1996『唐代財政史研究（運輸編）』久留米大学経済叢書 1，九州大学出版会。

鈴木正弘

1999A「楊炎の『腹心』達」『立正大学東洋史論集』11・12。

1999B「代宗朝末・徳宗朝初の宰相と人事施策」『立正史学』85，1999。

妹尾達彦

1980「唐代塩専売法の規定内容とその効力—塩商への特権付与を中心に—」『立命館文學』418～421（三田村博士古稀記念東洋史論叢）。

1982A「唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能」『史学雑誌』91-2。

1982B「唐代河東池塩の生産と流通—河東塩税機関の立地と機能—」『史林』65-6。

高瀬奈津子

1998「楊炎の両税法施行と政治的背景」『駿台史学』104。

2001「安史の乱後の財政体制と中央集権について—建中元年の財政使職廃止をめぐって—」『史学雑誌』110 編 11 号。

2005「唐元和年間における中央の財政運営体制の確立」『明大アジア史論集』第 10 号。

高橋継男

1972「劉晏の巡院設置について」『集刊東洋学』28。

1973「唐後半期に於ける度支使・塩鉄転運使系巡院の設置について」『集刊東洋学』30。

1976「唐代の地方塩政機構—とくに塩監・（塩院）・巡院等について—」『歴史』49。

1978「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」星博士退官記念中国史論集
編集委員会編『星博士退官記念中国史論集』同編集委員会，所収。

1982「唐後半期における巡院と漕運」『東洋大学文学部紀要』第36集・史学科篇Ⅷ。

1985「唐後半期，度支使・塩鉄転運使系巡院名増補攷」『東洋大学文学部紀要』第39集・
史学科篇XI。

1995「唐後半期の官界における知院官（度支・塩鉄転運巡院の長官）の位置について—知
院官攷その1—」『中国古代の国家と民衆』編集委員会編『堀敏一先生古稀記念中国古
代の国家と民衆』汲古書院，所収。

1997「唐代後半期の度支・塩鉄転運巡院制に関する若干の考察」中国唐代学会編輯委員会
編『第三届中国唐代文化學術研討會論文集』台北，中国唐代学会，所収。

築山治三郎

1967「安史の乱後の政治と官僚の対立抗争」『京都府立大学学術報告』人文19。

礪波 護

1986『唐代政治社会史研究』同朋舎。

外山軍治

1961「唐代の漕運」『史林』44-4。

中川 学

1965「楊炎の財政改革の基調について」『一橋論叢』53-5。

中村裕一

1991『唐代制勅研究』汲古書院。

古瀬奈津子

1998『日本古代王権と儀式』吉川弘文館。

松本保宣

2006『唐王朝の宮城と御前会議—唐代聴政制度の展開—』晃洋書房。

2007「唐の代宗期における臣僚の上奏過程と枢密使の登場—唐代宮城における情報伝達の
—齣 その一—」『立命館東洋史學』29。

丸橋充拓

2006『唐代北辺財政の研究』岩波アカデミック叢書，岩波書店。

吉田 歆

2002『日中宮城の比較研究』吉川弘文館。

韓 国磐

1979『隋唐五代史論集』北京，生活・読書・新知三聯書店。

李 錦繡

2001『唐代財政史稿（下卷）』全2冊，北京，北京大學出版社。

林 偉洲

1991「政治衝突與中唐稅制」中國唐代學會編集委員會編『唐代文化研討會論文集』台北，文史哲出版社，所収。

潘 鏞

1987『隋唐時期的運河和漕運』隋唐歷史文化叢書，西安，三秦出版社。

全 漢昇

1944『唐宋帝國與運河』國立中央研究院歷史語言研究所專刊之24，上海，上海商務印書館（再錄：『中國經濟史研究』上，台北，新亞研究所，1976年）。

王 仲珠

2001「試論唐長安城大明宮麟德殿對日本平城宮・平安宮殿設計的影響」『考古』2001-2。

2003「中國古代宮內正殿太極殿的建置及其與東亞諸國的關係」『考古』2003-11。

吳 麗娛

1986「論唐代財政三司的形成發展及其與中央集權制的關係」『中華文史論叢』1986-1。

謝 元魯

1992『唐代中央政權決策研究』台北，文津出版社。

袁 剛

1994『隋唐中樞態勢發展演變』台北，文津出版社。

鄭 學檬

1992「唐代德兩朝黨爭和兩稅法」『歷史研究』1992-5。

Denis Twitchett

1963 "Financial Administration under the T'ang Dynasty", Cambridge U. P.